



基 発 第 0621003 号
平 成 17 年 6 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

酢酸ビニル、パラジクロルベンゼン及びビフェニルに係る基準濃度の設定について

これまでに労働安全衛生法第28条第3項に基づき化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表している12物質のうち、法定の作業環境測定の実施対象ではないが、指針により作業環境測定の実施等を規定している酢酸ビニル、パラジクロルベンゼン及びビフェニルの3物質については、平成9年2月6日付け基発第80号「酢酸ビニルによる健康障害を防止するための指針、1,1,1-トリクロルエタンによる健康障害を防止するための指針、パラジクロルベンゼンによる健康障害を防止するための指針及びビフェニルによる健康障害を防止するための指針について」(以下「80号通達」という。)において、作業環境測定結果を評価するための比較の対照として、国内外の産業衛生関係学会等が提唱しているばく露限界濃度等を示しているところである。

今般、作業環境管理をより適切に行う観点から、厚生労働省労働基準局において「管理濃度等検討会」(座長：興重治 中央労働災害防止協会参与)を開催して、これら3物質について作業環境測定結果を評価するための基準となる値を検討したところであり、その結果を踏まえて新たに作業環境測定結果を評価するための基準となる値(以下「基準濃度」という。)を示すこととした。

については、80号通達を下記のとおり改正することとしたので、了知されたい。

なお、関係事業者団体に対しては、別添により、基準濃度の周知について要請したので了知されたい。

記

80号通達を次のように改正する。

記の第1の3の(2)のイの(イ)中「国内外の産業衛生関係学会等が提唱しているばく露限界濃度等(以下「ばく露限界濃度」という。))を「作業環境測定結果を評価するための基準となる値(以下「基準濃度」という。))に改め、同(イ)に次のように加える。

また、基準濃度は、酢酸ビニルについては 10ppm、パラジクロロベンゼンについては 10ppm、ビフェニルについては 0.2ppm とする。

記の第1の3の(2)のイの(ロ)中「ばく露限界濃度」を「基準濃度」に改める。

記の第1の3の(2)のイの(ハ)を次のように改める。

(ハ) 測定する機器については、基準濃度の10分の1まで精度よく測定できるものを使用すること。

記の第1の3の(2)のイの(ホ)及びロ中「ばく露限界濃度」を「基準濃度」に改める。

(別添)

基 発 第 0621004 号
平成 17 年 6 月 21 日

社団法人日本化学工業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

酢酸ビニル、パラジクロルベンゼン及びビフェニルに係る基準濃度の設定について

労働基準行政の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 28 条第 3 項に基づき化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表している 12 物質のうち、法定の作業環境測定の実施対象ではないが、指針により作業環境測定の実施等を規定している酢酸ビニル、パラジクロルベンゼン及びビフェニルの 3 物質については、平成 9 年 2 月 6 日付け基発第 80 号「酢酸ビニルによる健康障害を防止するための指針、1,1,1-トリクロルエタンによる健康障害を防止するための指針、パラジクロルベンゼンによる健康障害を防止するための指針及びビフェニルによる健康障害を防止するための指針について」(以下「80 号通達」という。)において、作業環境測定結果を評価するための比較の対照として国内外の産業衛生関係学会等が提唱しているばく露限界濃度等を示しているところです。

今般、作業環境管理をより適切に行う観点から、「管理濃度等検討会」(座長：興重治 中央労働災害防止協会参与)において、これら 3 物質について作業環境測定結果を評価するための基準となる値が示されたことから、これを踏まえて新たにこれら 3 物質に係る作業環境測定結果を評価するための基準となる値(以下「基準濃度」という。)を示すこととし、別添により都道府県労働局長あて通達したところです。

つきましては、貴会におかれましても、基準濃度について、傘下会員に対してその周知を図られるとともに、これらの化学物質による作業環境管理が適切に行われるよう御配慮いただきたくお願い申し上げます。

(別添 略)